

別表4 用途分類

R7.4適用

(1)A分類

分類	用途	区分コード
A	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	美術館その他これに類するもの	8152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	8170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	8190
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	8192
	児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	8210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	8230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	8240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバレーボール練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	8600

(2)B分類

分類	用途	区分コード
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	8090
	特別支援学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これに類するもの	8180
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	8220
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規程により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類	8390
	自動車教習所	8410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	8440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	8450
	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。)又は、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。)	8650

(3)C分類

分類	用途	区分コード
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	8310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場(自動車修理工場を除く。)	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所ー (B分類へ移行)	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	自転車駐車場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	8630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	8640

※その他(8990)については相談による